

議案第 89 号

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 19 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市衛生試験検査手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生試験検査手数料条例（平成 13 年さいたま市条例第 313 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
衛生試験等の種類	手数料の額	衛生試験等の種類	手数料の額
1 [略]		1 [略]	
2 水質試験		2 水質試験	
(1)~(3) [略]	[略]	(1)~(3) [略]	[略]
(4) 一般飲料水試験		(4) 一般飲料水試験	
ア 理化学的試験	<u>11 項目につき</u> 4, 100 円	ア 理化学的試験	<u>10 項目につき</u> 4, 100 円
イ 理化学的試験 (味及び残留塩素を除く。)	<u>9 項目につき</u> 3, 650 円	イ 理化学的試験 (味、 <u>残留塩素</u> を除く。)	<u>8 項目につき</u> 3, 650 円
ウ [略]	[略]	ウ [略]	[略]
(5) [略]	[略]	(5) [略]	[略]

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 項第 4 号イの改正（「、残留塩素」を「及び残留塩素」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。